

第5回豊山町都市計画マスタープラン策定委員会議事録

- 1 開催日時 平成22年2月23日（火）午前9時30分～午前10時54分
- 2 開催場所 豊山町役場 3階 会議室5
- 3 出席者 伊藤雅春委員（愛知学泉大学コミュニティ政策学部教授）、村田尚生委員（愛知学院大学総合政策学部准教授）、小塚康孝委員（豊山町農業委員会会長職務代理）、渡辺二三枝委員（女性の会副会長）、大野君江委員（住民代表）、岡島清隆委員（住民代表）、山田和久委員（愛知県都市計画課長補佐）※代理出席、池野 実委員（愛知県尾張建設事務所総務課主査）※代理出席、長縄松仁委員（豊山町総務部長）
（豊山町）豊吉理事、坪井部長、長谷川課長、高桑係長、菊地主任（オブザーバー）尾関主任（愛知県都市計画課）
（国際開発コンサルタンツ）大森、橋本
- 4 議 題 (1) 協議事項
① 第4回策定委員会における主な指摘事項と対応について
② 豊山町都市計画マスタープラン（案）について
(2) その他
- 5 会議資料 (1) 次第
(2) 第4回豊山町都市計画マスタープラン策定委員会での主な指摘事項とその対応について（資料1）
(3) 豊山町都市計画マスタープラン（案）（資料2）
(4) 豊山町都市計画マスタープランの概要（資料2の説明資料）
(5) 豊山町都市計画マスタープラン（素案）及び（案）の変更部分対照表（資料3）
(6) 豊山町都市計画マスタープラン策定経過概要（資料4）
- 6 議事内容

（開 会）

司 会： 皆さん、おはようございます。本日は、大変お忙しい中を御出席いただき、まことにありがとうございます。ただいまより、第5回豊山町都市計画マスタープラン策定委員会を開催いたします。

（資料の確認）

それでは、配付資料の確認をさせていただきます。まず、先にお配りしております資料としまして、資料1「第4回豊山町都市計画マスタープラン策定委員会での主な指摘事項とその対応について」、資料2「豊山町都市計画マスタープラン（案）」、資料3「豊山町都市計画マスタープラン（素案）及び（案）」

の変更部分対照表」、資料4「豊山町都市計画マスタープラン策定経過概要」でございます。

本日お手元に配付しておりますのが、本日の次第、資料2の説明資料としまして、「豊山町都市計画マスタープランの概要」でございます。そろっておりますでしょうか。

それでは、お手元に配付しております次第に沿って進めさせていただきたいと存じます。

初めに、経済建設部長よりごあいさつを申し上げます。部長、よろしく願いいたします。

(部長あいさつ)

部長： 本日は、お忙しい中、第5回豊山町都市計画マスタープラン策定委員会に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。日ごろより、皆様には、本町の都市計画行政につきまして、格別の御支援、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本日の策定委員会では、前回の当委員会での御論議、都市計画審議会、パブリックコメントを踏まえて、都市計画マスタープランの最終案として御提案させていただくものであります。委員の皆様には、積極的な御議論をお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、私からのあいさつとさせていただきます。よろしく願いいたします。

(定数の確認)

司会： ありがとうございます。本日の会議の成立について御報告させていただきます。本日の出席委員数は、10名中9名でございます。委員の2分の1以上の御出席をいただいておりますので、豊山町都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱第6条第2項の規定により、会議は成立しております。

(議事)

司会： それでは、第2の協議事項に入ります。ここからの策定委員会の進行は、伊藤委員長をお願いいたします。よろしく願いいたします。

委員長： おはようございます。本日が最後の委員会ということですので、ほぼ素案が固まってきたということで、その確認が主になると思いますが、よろしく御協力をお願いいたします。

それでは、早速、お手元の次第に従いまして、議事を進めさせていただきます。

協議事項1、第4回策定委員会における主な指摘事項と対応についてということで、事務局から説明をお願いいたします。

事務局： (資料1「第4回策定委員会における主な指摘事項と対応」について説明)

委員長： 指摘事項と対応についてのこの部分で何か御質問がありましたら、よろしいでしょうか。

それでは、引き続きまして、協議事項2に移りたいと思います。豊山町都市計画マスタープラン(案)についてということで、事務局より説明をお願いい

たします。

事務局：（資料2「豊山町都市計画マスタープラン（案）」について説明）

委員長： 都市計画審議会とか県からの御指摘もあって、変更部分が結構ありますけれども、何か御質問とか御意見とかありますでしょうか。

A 委員： 御意見を申し上げる前に一つお聞きしたいんですが、豊山町都市計画マスタープラン（案）の30ページの一番下に、方針10農地の保全・活用方針ということで、市街化調整区域、また、市街化区域内の農地についての記述がございます。ここの中で、市街化区域内の農地について、「農家と住民が交流する地域還元型農業として活用を図ります」という文章がございますが、地域還元型農業として活用を図るということについて、具体的なことがもし想定されておれば、お聞かせいただけるといいかなと思います。いかがでしょうか。

委員長： 地域還元型農業というのは、一般的な言葉でしょうか。

事務局： 一般的だとは思っておりませんが、最近、いろいろな計画書でもたまに出てくるかなと見ておまして、ここに記述しておりますのは市街化調整区域、豊山町の場合は、すべからず農地の問題については、調整区域、市街化区域にかかわらず、農業そのものの問題が縮図のようにして出てきている部分がありまして、耕作放棄地、特段、市街化調整区域の場合は農地、農地法の改正もありまして、これから逆に農地転用等が非常にしにくくなる状況がある。ただ、営農される方が高齢化しており、次やる人がというときに、農地法の改正では、農業をやる人がいないけれども、農地転用が非常に難しい状況が徐々にできつつある。

農地法の改正が、農地の移転ということではなくて、営農意欲がある人の自由な農業への参入みたいなものをある面支援していく枠組みができつつあると理解しております。その中で、農地もやはり豊山町の中での一つの環境でもあるし、町の一つのアクセントでもあるということを経験した方の方にきちっと意識してもらうために、地域の農地を一定程度共同で利用、活用、保全できる枠組みができないだろうか。具体的には、従来やられていたような貸し農園というものよりもう一つ踏み込んだ形で、営農意欲のある方がちょっと野菜をつくるのではなくて、本当にお米をつくれる人もあるだろうし、お花をつくる人がひょっとしてあるかもしれないということが、これからは非常にできやすい仕組みができつつあるのであれば、そういうものを意識しながら、そういう方に農地を保全していただいて、そういう方が豊山町の農業の担い手としてできるものを一つ枠組みとして意識していきたい。

もう一つは、そういう方々が農業に参入することによって、最終的には、地域でつくれたものを地域で消費する仕組みも意識できるということで、地域で農地そのものが循環できるような仕組みができて、市街化調整区域の農地が耕作放棄地ということではなくて、ただ単に開発用地として農地を保全していくということではなくて、もう一つ、農業を中心に地域にまとまりができるようなものをこの中では少しイメージをしている。具体的に何をするのかということまではまだ、計画書でありますので踏み込んでおられませんけど、そうい

うものをイメージしているということでもあります。

委員長： 大変に興味深い重要な指摘だと思うんですが、A委員さん、内容的にはいかがですか。

A委員： そういうことは私も非常に興味のあることでして、大賛成です。今現在、市街化区域内でも放棄地に近いような形で農地が保全されているという形跡もありまして、今おっしゃったような形で有効利用していただけるというのは非常にありがたいことだと思うんです。

ただ、非常に気になる問題がございまして、昨年6月に農地法が改正されて、そして公布された。12月から施行されてきておりますけれども、それによりますと、農地の転用を規制しているのが非常に厳格になってきているということと、それからもう一つは、農地を効率的に使いなさいと、これはその面だけを見れば非常にいいことですが、それと反対に、農地に対する租税の関係ですけれども、これが非常に阻害というか、農地を活用する上において、しにくくしているのが現実ではないかと思えます。

と申しますのは、豊山町の市街化区域内の農地に対する固定資産税が、先日も農業委員会で話がありましたが、都市計画税を含めて、1,000平米当たり大体10万円から12万円ぐらいかかるのではなかということとして、仮にお米をつくるとしますと、豊山町の平均でいけば大体7俵半ぐらいの収穫じゃないかと思えます。そうしますと、今の米価から考えて大体9万円ぐらい。9万円をつくるのに、経費が約8から9万円かかるのが現状です。そうすると固定資産税の負担だけでも、年間10万円なり11万円を負担しながら農地を保全していかないといけないというのが1点。

もう一つ、相続税の納税猶予を受けてみえる方が区域内にかなりあるかと思えますけれども、納税猶予は、あくまでも自作でないといけないという大きな網がかかっておりまして、貸して耕作を人に依頼すれば即座に打ち切りということになりまして、これは元も子もなくなってしまふ。どうしても自分でつくっていかないといけないというのが原則です。

せっかくいいプランを先ほど報告いただいたんですけど、本当にこのままの状態を活用できるかという大きな疑問が残るものですから、できることなら、農地として利用されている限りは、租税の面でも一つ特別な優遇措置を講じていただいて、そして、それが転用された場合は課税も強化していただければ結構ですから、その辺のところをあわせて考慮していただけると、うまく農地の活用がいただけるのではないかということをも痛切に思っておりますので、その辺のところを一つ、私の意見として申し上げておきたいと思えます。

委員長： 課題としてはよくわかるんですけど、そのことでこの部分についての記述が何か追加されたりしますか。

事務局： 前回の策定委員会でも少し話をさせていただいたことですがけれども、全体に大きな枠組みの中では人口減少ということがあって、逆にいうと、都市の人口集中という傾向がより加速されていこうと言われていて、その中で豊山町はどういう人口動向を想定するのかということ、計画書をつくる前提として、

人口推計は1万4,800人と非常に伸びのない人口推計をしております。それはイコール、市街化区域内の農地を宅地化して人口が増えていくことを大きく見ていないことになっていきます。そうしますと結果としては、例えば、豊山町の名古屋市に隣接する地域に非常にたくさん農地が残っておりますけれども、計画上は、その農地は宅地化されてどんどん人が住まわれるということではなしに、比較的小規模な宅地化をされることはあっても、どんどん増えていくということではなくて、既存の農地は結果的に残っていくだろうと。ここ10年間ぐらいの想定ではありますけど。

そうしたときに農地そのものは残っちゃいます。今のような営農意欲がない状況、営農意欲がないというよりも魅力がないと言った方がいいと思うんですけども、そういう状況の中で、地域の財産、もしくは環境をある意味干渉、バッファゾーンのような形である農地を今のような状況でやっておいていいのだろうかということがあって、農業の担い手として一生懸命育てましょうということではなくて、豊山町の一つの環境として農地をもう少し積極的にとらえ直すということでここは書いてあるんです。

そういう意味では、A委員が言われるような、本来農家の方が非常にお困りになっていること、例えば、農地法の改正で土地利用がはかばかしくない。もう一つは、営農もしていきたいけれども、手間もかかるし経費もかかってとんでもないことになっていることに対して、実は、この計画書の中ではそこまで具体的に、こうしたらいだろう、ああしたらいだろうということはなかなか言えていない。

ただ、今までのような、人口が増えていって、農地をどんどんつぶして家を建てて何とかやっていきたいと思いますということではない背景ですので、やはり町側も、その農地に積極的に関与しながら、今までのような貸し農園という形ではない仕組みみたいなものは、1回踏み込んで検討していかないといけない時期だろうと。人口減少とか農に対する憧れみたいなものがある時期でもありますので、そういうものをうまくみ取りながら、豊山町の農地を一定程度保全していくということの中で生かしていきたいと思えます。ただ、税制の面とかそういうものは非常に難しい話でありますので、具体的な話はなかなかでき得ませんけれども、そういう大きな流れの中で農地をとらえていきたいと考えていますし、そういうものを町としてもある程度具体化をして、それぞれの地域別にも示していく必要があるのではないかと考えています。

委員 長： 地域還元型農業の用語集にそのあたりのことを書いていただいたらいいんじゃないかと思うんですが、B委員、これは一般的用語でしょうか。

B 委員： 私自身は、完全に一般的な用語とはとらえていないですが、意味としては十分、割と一般的にそういう内容のことは語られるようになってきつつあるのかなという気はしています。

実際問題として、都市計画の法制度上そういった部分をコントロールすることは、現状の法制度の中では難しいんです。農地法とかいった部分で若干関係はしていますけれども、その逆に、特にそういう地域還元型の形で、おまけに

市街化区域内で農地を積極的に保全活用していこうとなると、なかなかうまく法制度上コントロールできるような形にはなっていません。

そういった中で、例えば豊山町らしいやり方を今後はやっぱり、都市計画サイドだけではなくて、農政とうまくマッチアップしながら、どういうふうに今後そういったものをうまく保全していくのかというインセンティブ方策、税制だけではなくて、いろいろなバックアップ体制の形をつくっていかないと、ここに書いてあることは非常にいいことですが、うまくそういう形におさまっていくかということ、なかなかおさまっていかないと考えています。ですから、これに関しては都市計画マスタープランの中で書き切ることが絶対できないですから、検討課題として、町政全体で取り組んでいただければいいのかなと感じております。

委員長： ほかにいかがでしょうか。

関連して僕から一つ意見をさせていただきたいんですけど、公園の話があって、まちかど公園という、耳ざわりのよい意味の余りわからないものより街区公園に変えるというのがあったんですが、この委員会なりワークショップなりをやってきた中で、やっぱり農地の問題が、B委員も指摘されたように、非常に豊山町の中では課題でもあるし、非常に重要な資源でもあると思うんです。

そういう意味で、公園となると定義があるんですけども、その周辺に農地がある場合に、そういうものも含めてオープンスペースとして、まさに事務局が言われたように、地域でそれを管理して保全する、活用するエリアという意味で広げていくときに、まちかど公園という定義のないものが農地と公園のかけ橋になるような概念にならないかと思って、僕としては非常によい提案が出たと前回までは思っていたんですけど、それが消えたのが残念。今の農地の話と公園の話を結びつける意味で、まちかど公園を用語集に書いてもらって、そういうことを考えているということを示した方がよいのではないかなというのが意見ですけども、余りうまくないですか。

B委員： 例えば、横浜市は結構積極的にやっているんですけど、もともと里山的な土地利用をされていたところが都市開発をされて発展してきた部分、いわゆるニュータウン開発として発展してきたものが横浜市にもかなりあるんですけども、そういった中で、積極的に里山を公園として位置づけて残しながら、そして、なおかつその中の里山管理、当然中に田畑も入っていますけれども、そういったものの管理を周辺住民の方たち、あるいはそこに関連するNPOの人たちに積極的にかかわってもらいながら管理運営するというやり方をとっています。そうすると、街区公園という小規模なレベルではなくて、多分、逆にその周辺の農地も含めた形で一体的に公園という、近隣公園になっているか基幹公園になっているかわからないですけども、もう少し広い範囲で大規模な公園という位置づけにしてしまうという手もあるんです。

だから、今おっしゃったのは、街区公園的なものをコアとしながら周辺の農地をやわらかく管理運用をしていこうという話ですけど、全体を囲い込んでしまって、都市公園として位置づけるという方法もあろうかという気はします。

もしそうになると、都市計画の領域の中である程度コントロールできる部分ができます。ただ、かなり大規模な用地取得のお金もかかってくるので、その辺は豊山町としてどうとらえるかというところと関連してくると思います。

委員長：何か非常に特徴的な部分になるんじゃないかと思っていたポイントだったんですけども、事務局いかがでしょうか。

事務局：まちかど公園という言葉を使ってきたんですけども、今回直させていただいた背景には、言葉のイメージが先行して、何か位置づけがはっきりしないということがありはしないかと私どもで感じたということと、そもそも括弧書きで街区公園規模と書いておりましたので、改めてまちかど公園という言葉を使わない方がいいのではないかとということ。

もう一つは、地域別構想の中では、そうは言いながらも、農地も取り込んで一定程度ということも具体的に書いておりますので、街区公園と書いても一定程度、どちらにしても農地が空いたところでしか公園誘導はなかなかでき得ないものですから、都市計画マスタープランだからこうだというふうに本当は言いたくないんですけども、1回都市計画的な位置づけの中で言葉を整理した方がわかりやすいだろうという事務局側の判断でさせていただきました。

ただ、ワークショップ等は、そういうものをイメージしてもらうために、街区公園といっても、豊山町の方は非常に狭い児童遊園的なものしかイメージできないものですから、そういう言葉を使って「規模はこれぐらいですよ」という説明をしてきて、そういう諸般の中でまちかど公園というものを位置づけていて、計画書の中では、ある程度定着すれば都市計画的な言葉で整理してやっていった方がいいかなと判断をした結果であって。委員長が言われるとおりでとは思うんですけども、こちら側としては、言葉の整理を主に置いたということであります。

委員長：結構いいキーワードだったと思うんですけど。発見されてきたところからいうと。町も歩いて、そういう方向でという非常に特徴的な、これから検討課題としては、探しているわけですから、決まった定義はないですけども、魅力が一番感じたところがなくなるのは非常に。こだわりたいところがあるんですけども。

B 委員：逆の括弧書きはないんですか。例えば、街区公園（まちかど公園）。

事務局：先ほども言いましたように、どちらかというところ、豊山町にお住まいの方は、公園という規模が非常に小規模なイメージを持たれていましたので、都市計画の方からいいますと、公園というものがただ単に小さい空地、遊具がいっぱい置いてあるということではなくて、防災的なものであったり、地域のコミュニティの場所であったりということイメージして、最初から街区公園というのもよくわからない言葉だなというのがあって、まちかど公園（街区公園）としていたんです。それは街区公園（まちかど公園）だと、逆に何かどうかとは思いますが。

決して委員長が言われることを否定しているわけではないんですけども、皆さんに少し問題意識を持ってもらうときに、そういう言葉で導入しやすい状

況をつくってきた。最後の計画書の中でその言葉を殺すわけではないんですけれども、ある程度定着しただろうということで、都市計画マスタープランの中では用語的に少し統一してみようということだけです。ですので、だから何かなくなったということではないんですけれども、その辺は少しそういうふうに御理解をいただければと思っています。

委員 長： まちかど公園というと小さいイメージになるんですか。

事務局： そうではなくて、まちかどに必要なもの。その地域、ちょっとした町の中に必要なボリュームという意味での。

委員 長： 僕が恐れるのは、定義がはっきりしなかったものだけになっちゃうと、農地がくっついてきたりとか、今ないものが落ちちゃうんです。そのところが、街区公園というものでは、それは無理ですという話になっちゃうと、そこから検討課題にならなくなっちゃうので、そのところの余地を何とか残せないかなということなんです。

事務局： 委員長がおっしゃることは大体わかるんですけど。もともとワークショップ等も論議もしていただいていますので。

委員 長： 地域還元型農業と同じようなことだと思うんですけど、その余地を何とか。言葉を変えろというか、その余地を何とか公園の側にも入れておきたいわけです。農地にはそういう考え方としてあって、公園にもちょっと手を伸ばすような少し部分があって、それで農地保全型の新しいオープンスペースが目指されるというふうにならないかなと、そこはこだわりたいところです、名前にこだわるといふよりも。その趣旨をちょっと踏んでいただければと思います。

他にいかがでしょうか。

C 委員： 昨日の夕刊だったか朝刊だったか覚えがないんですけど、前のソニーの会長さんが静岡にすごい広大な農地を持ってみえて、その農地の中に貸し農園を20区画入れて、その周り一帯を公園化するという計画が実施されているようです。ですから、公園と貸し農園をドッキングさせて、余った農地を活用するということはどうでしょうか。既によそではそういうことをされています。その方は寄附されて、あの方はお子さんもみえない。いろいろなところで寄附されているみたいですが、かなりの広い農地だったみたいでしたけど、公園と貸し農園をドッキングさせて、公園の中に貸し農園があるという感じで書いてありました。だから、これからそういうのもいいんじゃないでしょうか。

委員 長： いろいろなものをいろいろな法律上の仕分け、いろいろなものを集めてつくっていかないとなかなか難しいんじゃないかと思うんですけども。

B 委員： 多分、それはマスタープランの中でどこまで書き切れるかというだけのことです。あと、実施レベルで、ぜひ町政の中で今後検討していただけたらと思っています。

事務局： C委員も言われましたけれども、例えば、志水小学校区の地域別構想の中ではそういうイメージをしながら、委員長が言われるように、まちかど公園の中でという言いぶりをずっとしていたんですけども、農地と公園、オープンスペースが一体化したようなものをパイロット的に町が先行でやっていって、土

地を取得するという非常に大きなハードルはあるんですけども、そういうチャンスがある地域には、具体的にアクションプランとしてこれどうだと、当然、地域の皆様の声も含めて地域別構想にいったものですから、そういうイメージは持っております。僕も、先ほどC委員が言われたような新聞報道を見て、やはりそういうものをやられている、やろうとしている自治体も非常にあるということで、逆に、そういうことに皆さんが関心を持たれて、町の施策に応援していただける状況が少しずつ整ってくれば、まちかど公園というものを生かした街区公園という形でやる可能性はあるのではないかと考えております。

ただ、都市計画マスタープランの中では、地域の皆さんのいろいろな意見反映で地域別構想をつくらせていただいた中では、特段、志水小学区については、そういうものをイメージしてやっていくということを書かせていただいているということだけは、一度御確認をいただければと思っています。

委員 長： 街区公園を核にしたまちかど広場というか、公園というか、そういう感じのフレーズがあってほしいです。

事務局： そうですね。どちらかという、書きぶりとしてはそういう書きぶりをしておるんですけども、全部の地域それをやりますよというのはいけないので、名古屋の方に隣接している、本当にごちゃごちゃで、これからどうなっちゃうんだらうという地域にはそういうことで一度、公園はもともと不足しておるものですから、そういうものと、公園として用地提供できないけど、農地として貸してくれることがあれば、狭い公園の用地でも、お隣の農地のところを大きく区画できることによって、今までとは違う公園的なものがその地域にできれば。

委員 長： あと、事務局が言われたことで非常に重要なのは、そういう部分、農地を地域で共同管理するみたいなニュアンスがそこに加わると非常におもしろいです、それは。公園はなかなかそうならないんですけど、役所が管理みたいになっちゃうんですけど、そこがくっついてくるところが非常にユニークなところなので。

理 事： 事務局から御説明しましたように、86ページの志水小学校区の4)の(1)のところで、3行目から、「残された農地を都市的なスペース、緑地と位置づけた上で、農地の保全と街区公園規模の公園との整備により、良好な住宅地形成を図ります」ということとか、「整備手法として、面的な市街地形成と農地保全、生活道路・公園整備等を一体的に行うために、土地区画整理事業や地区計画制度の活用の可能性も検討します」ということ。それから下の方に、「農地の保全については、都市的な農業への取り組み、町民農園、学習農園、これは先ほど申し上げたように、地域還元型農業という意味合いは持っていますけれども、そういう利用促進を図る取り組みを支援します」という形で書かせていただいています、大もとの方の記述ではその辺が弱かった面はありますので。

委員 長： 考え方は非常にちゃんと示されているのでいいと思うんですけど、そこに言葉がつくと非常にわかりやすいじゃないですか。地域還元型農業というのはち

よっと固いので、それとイコールではないですけど、そこにわかりやすい言葉がつくというのは、またそれなりに効果があるのかなと思います。検討していただいて、無理なようなら、それは結構でございますけれども、非常に重要なところの考え方だと思いますので、それをアピールしていただきたいということです。

もう予定の時間が過ぎていますが、ほかに何かありましたら。D委員さん何かよろしいですか。

D 委員： 違う話になりますが、先日、民営空港も一元化ということで中部国際空港へ持っていくというお話がちらちらとニュースで出ていたんですが、このように大きなプランとして空港を取り入れたまちづくりをやっているんですが、その先、本当はどうなっていくのかなという不安点が出ましたので、そういった話はどんなふうになっているのかなというのが疑問に思いましたので、豊山町としても、その辺はわかりますでしょうか。

委員 長： 報道で聞く限り、予想以上に伸びているというのは聞きましたけど、いかがでしょうか。

事務局： 都市計画マスタープランでも空港については記述しておりまして、愛知県の立場も豊山町の立場もはっきりしております。県の区域マスでは、県営空港は広域交流拠点だと言っております。それは広域から人を集客する、当然ビジネス利用もありますし、要するに、地方を結ぶコンピューター航空での地域的なつながりを持った広域的な交流拠点だと位置づけられております。豊山町もそういうふうに認識しておりますので、今の一元化論議というのは、果たしてどういう趣旨なのかは別問題としてあるんですけども、はっきりはよくわかりませんが、広域の交流拠点は、現状の利用をより促進していくということに県の計画でも、町の計画でもなっているのではないかと考えています。

もう一つ、蛇足ですけども、新聞でもはっきり書かれておりましたが、今一元化というふうに言われているのは、名古屋空港から飛ばしているのが定期便じゃないかという論議があるんです。要するに、定期便だと。例えば福岡に飛んでいるもの、熊本に飛んでいるもの、北海道にも飛んでいますし、秋田にも、いろいろなところに飛んでいるんですけども、それは定期便だと言われておるんですけども、空港一元化は、中部空港ができるときに一元化が既にされているんです。ですので、国際線も国内線も中部空港にすべて行きました。名古屋空港に残ったのは、コンピューターと言われる50席以下のもの。コンピューター航空というのは、かつては不定期便という言い方をされていたんです。50席以下の飛行機は、どこに飛んで行っても不定期便というカテゴリーで理解をされていた時代がありまして、そのときにすべて中部空港に行きました。ですので、そのときに一元化は終わっているんです。

ところが、コンピューターという機体のカテゴリーが、實際上50人規模という飛行機が実はなくなっているんです。それが2年ほど前に、名古屋空港で飛ばす機体はどれをもってコンピューターと言うんだということが、愛知県の知事と中部空港とのやりとりの中で、100人未満についてはコンピューターだとい

う決着がついている。既に一元化論議は終わっているんです。ですので、そういう意味での愛知県の立場も、新聞報道を見る限りでは変わりませんし、豊山町も変わらない。今、残念ですけど、年間の利用は40万人です。中部空港は1,000万人利用ですので、そもそも前提の規模が余りにも違い過ぎるので、一元化論議が言葉としては躍っていますけれども、中身を見れば既に決着済み、明らかに規模の違いがあるという意味では、町の方は、町長も含めて、現状の県営空港の運営を当然、協力し、側面支援すると言われておりますし、県の計画でも、広域交流拠点ということできちっと位置づけられておりますので、そういう形でいろいろ外側での対応は進められていくのではないかと考えております。

ただ、一つ心配しているのは、航空業界も非常に難しいですけれども、非常に小型化している状況が、飛行機の省エネ化、小型化というものが、逆に言うと、今の県営空港がやっていることが非常にある意味時代の流れの最先端になっているものですから、なかなか難しい状況が、ほかの大きな中部空港から見ると非常に厄介な存在に見えているのではなかなかと理解はしています。

委員長： 何か補足が。

E 委員： 県営空港については、中部と適切にすみ分けて、お互いが伸びる方向でやっていくのが基本的な考え方。県営空港以外でも、産業の面でトヨタだけが頼りでは今後やっぱり愛知県としてもいけないので、航空産業にかなり力を入れるようにしまして、国のJAXAの機関を名古屋空港の敷地に設置して誘致することで、来年度から施設の工事も始まる予定をしておりますので、そういう意味でいえば、産業面それから空港、そういう交通面、そういうものについて県としても、この地区は非常に重要な位置づけをしていますので、今後とも豊山町さんと一緒にまちづくりをやっていくという気構えでおります。

委員長： 最後に一つですけど、パブリックコメントがゼロですよ。ほかのものについても余り数がないのかもしれないですけど、その理由みたいなもの、F委員さん、豊山町の町民としてどう思われますか。余り関心がないということじゃないと思うんですけど、別にパブリックコメントとして出さなくても、役所に行って直接窓口にはいけばいいという感覚でしょうか。

F 委員： 役所へ行ってということはなかなか気が進まないというか、自分としても、役所へ出かけること自体がなかなかためらってしまうので。ちょっとよくわからない。

委員長： G委員さん、総合計画はどうですか。

G 委員： 従来もいろいろな企画でパブリックコメントをやらせていただいているんですけど、申しわけないんですけど、意見は従来もないのが現状です。

今、役所は違った意味で敷居が高いとかハードルが高いという、要するに、用事がなければ行くことがないという御意見かもわかりません。逆に、御意見がある方は結構身近にみえて意見を言われるものですから、わざわざそこで意見を言うことはないかなと、我々町側はいい意味で理解しています。ましてや最近、いろいろな会議も住民代表の方に入らせていただいて御意見賜っている

ものですから、その辺も多少、御意見ある方々がそこで意見がいただけているのではないかと、勝手な思いでそう思っています。

委員 長： パブリックコメントで言わなくても、都市計画審議会と言えばよいという、それは間違っているんじゃないかという気持ち。要は、豊山町の規模からいうと、余り形式的な意見徴収の方法が合っているかどうか、わざわざパブリックコメントみたいなもの言わなくても、もうちょっと直接みんな顔が見えているので、こういう委員会とか審議会とかで言えてしまうことがあるのかなと思って。豊山町の人が無関心だとは思えないんです。だから、意見徴収の仕方を、余り形式にこだわらずに、いろいろ開発してもいいのではないかという気がいたしました。

事務局： パブリックコメントは、僕らは形式的にとらえている部分があるんですけども、策定委員会の論議、策定委員会の資料は、終われば多分2週間ぐらいで、議事録と資料をすべて公表して、インターネット上で配信しているんです。それも結構たくさんの方が見られていると思います。今回のパブコメについても、広報を出したときにすぐに問い合わせの電話が入りました。実際には、前回やられている策定委員会の資料もすぐに見られるようになっていましたし、1月からやりますので、12月の都計審の資料も、この都市計画マスタープランは都計審の方がたくさん策定委員会をやっているものですから、全部見られるようになっていたんです。

策定の経過と資料の変遷等もできる限りつける、論議についても、できる限り議事録も詳細に載せることをやっておりまして、そういう意味では、これでまた何か意見というのものもあるかもしれないと思っていたんですけども、比較的皆さんが少しずつのぞかれて、御理解をさせていただいて、最後のパブリックコメントになっているのではないかと考えているんです。ですので、昔のように縦覧をかけて1回ぼんと終わりということではなくて、すべてを会議単位で資料を公表していくということで、比較的丁寧にやらせてもらっていると理解していきまして、パブコメで意見がなかったからちょっと残念だというふうにも、そこまでは思っていないんです。

委員 長： ゼロであることが広報されていないと言っているんじゃないんです。間接的じゃない形で十分意見が届く状態にあるのかなと思っているんですけど、ただ、今の事務局の話だと、この町の方は、町の情報を結構ネットで見ていますかね。そういう感触があるなら、それはそれで非常に有力な伝達手段として。

事務局： 結構、見られる人は見られていますし、問い合わせありますので。ただ、都市計画の場合、住民説明会をやった場合も出て見える方があって、意見をたくさん出される方もあるんです。ですので、関心がないとは思ってはいないです。

委員 長： 関心がないからゼロではないだろうと思っているんです。

事務局： ないこともありかなとは思ってはいるんです。

(その他)

委員 長： 他になれば、その他ということですが、その他も今の中であつたような感じもありますが、よろしいでしょうか。

それでは、司会者へお返しいたします。

(閉会)

司 会： 委員長初め委員の皆様、どうもありがとうございました。

閉会に当たりまして、最後に、経済建設部長より一言お礼のごあいさつをさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(部長あいさつ)

部 長： 御苦労さまでした。

委員の皆様には、長時間にわたり御論議いただきまして、ありがとうございました。本来であれば、町長がこの場に参りましてお礼の言葉を述べるところでございますが、あいにく所用で出かけておりますので、かわって私よりお礼を述べさせていただきます。

当委員会は、昨年2月24日に第1回委員会をお願いしましてから、5回にわたりまして御論議をいただきました。本日の策定委員会をもちまして、都市計画マスタープランの最終案の策定が完了となります。この最終案をもちまして、都市計画審議会へお諮りし、豊山町都市計画マスタープランとして決定してまいります。

1年間の長きにわたり策定に御協力をいただきましたことを心より感謝申し上げます。ありがとうございました。

司 会： これをもちまして、第5回の豊山町都市計画マスタープラン策定委員会を終了させていただきます。委員の皆様、本日は大変お疲れさまでした。

上記のとおり第5回豊山町都市計画マスタープラン策定委員会の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの議事録を作成し、委員長及び出席者1人が署名する。

平成22年3月23日

委員長 伊 藤 雅 春

署名人 大 野 君 江